



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 明治ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 松尾 正彦
(コード：2269 東証第 1 部)
問合せ先 取締役執行役員 I R 広報部長 古田 純
(TEL：03-3273-3917)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約(以下「責任限定契約」)を締結することができる対象者の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても新たに責任限定契約を締結することができるよう、当社定款第 29 条第 2 項および第 38 条第 2 項の規定を変更するものであります。なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) その他、当社商号の英文表示の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

※現行定款の全文は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

http://www.meiji.com/investor/stock_info/stipulation/pdf/stipulation_090401_02.pdf

以 上

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であることを示しております。)

現 行 定 款 (抜 粋)	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、明治ホールディングス株式会社と称し、英文では <u>MEIJI Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき<u>社外取締役</u>との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき<u>社外監査役</u>との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、明治ホールディングス株式会社と称し、英文では <u>Meiji Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき<u>監査役</u>との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>

(注) 本議案が承認された場合には、当社は、監査役 佐藤秀明および田子博士の両氏との間で、それぞれ責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。

以 上